

老人保健福祉計画及び 第9期介護保険事業計画

【令和6年度～令和8年度】

概要版



計画策定の背景

- 「桜井市老人保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画」（令和3年度～令和5年度）では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進と、介護保険サービスの質の向上、医療と介護の連携、認知症施策の推進等、高齢者の生活を支える体制や仕組みづくりを推進してきました。
- 新たな計画となる「桜井市老人保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画」（令和6年度～令和8年度）（以下「本計画」という。）では、こうした背景を受け、地域住民、事業所、行政の協働により構築されてきた「地域包括ケア」を中長期的な視点から持続可能な形で深化・推進するために策定します。

計画の位置づけ

- 「老人保健福祉計画」は、老人福祉法に基づくもので、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画です。また、「介護保険事業計画」は、介護保険法に基づき、介護保険事業の円滑な実施に関して定める計画です。本計画では、両計画を一体的に策定します。

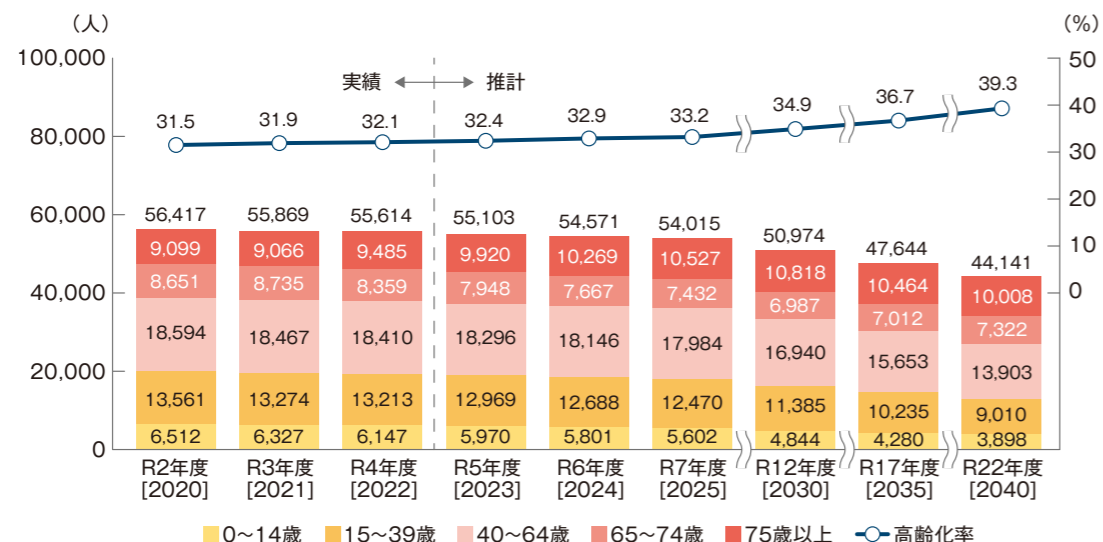
計画の期間

- 本計画の計画期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間としますが、人口推計及び介護給付費等の推計等、国の基本指針が示す必要事項については、令和22（2040）年度までの長期展望を示すこととします。

高齢者を取り巻く現状

人口の推移と推計

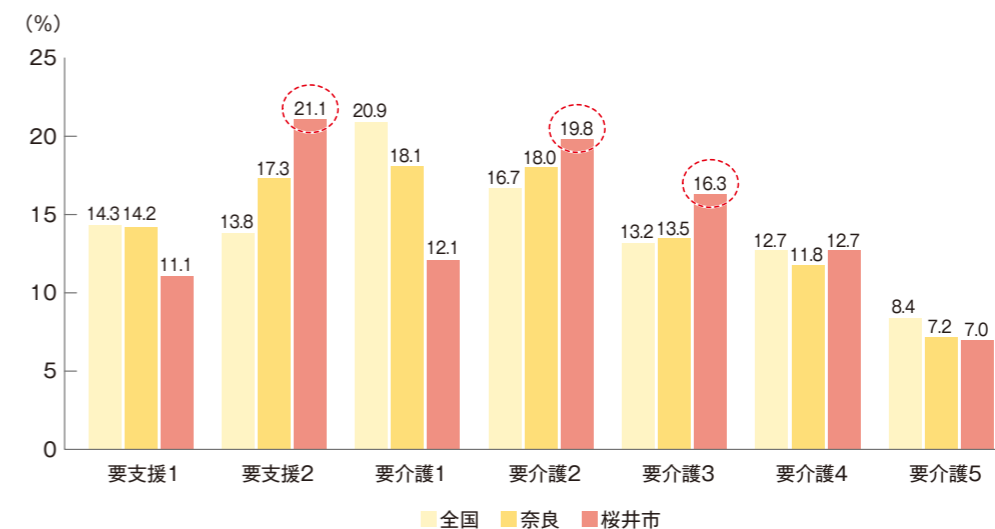
- 本市の総人口は減少で推移しており、それに伴って少子高齢化も進行している状況であり、高齢者（65歳以上）数はやや増加で推移しています。
- 今後の推計を実施したところ、総人口は減少を続ける一方、65歳以上の高齢者数は令和22年ごろまで大きな変化が見られないことから、高齢化率は次第に高まっていくものと見込まれます。また、後期高齢者（75歳以上）数は高止まりが予測されます。



[資料] 令和2年度～令和4年度：住民基本台帳（各年10月1日現在）、令和5年度～令和22年度：コーホート変化率法による人口推計

認定者の割合

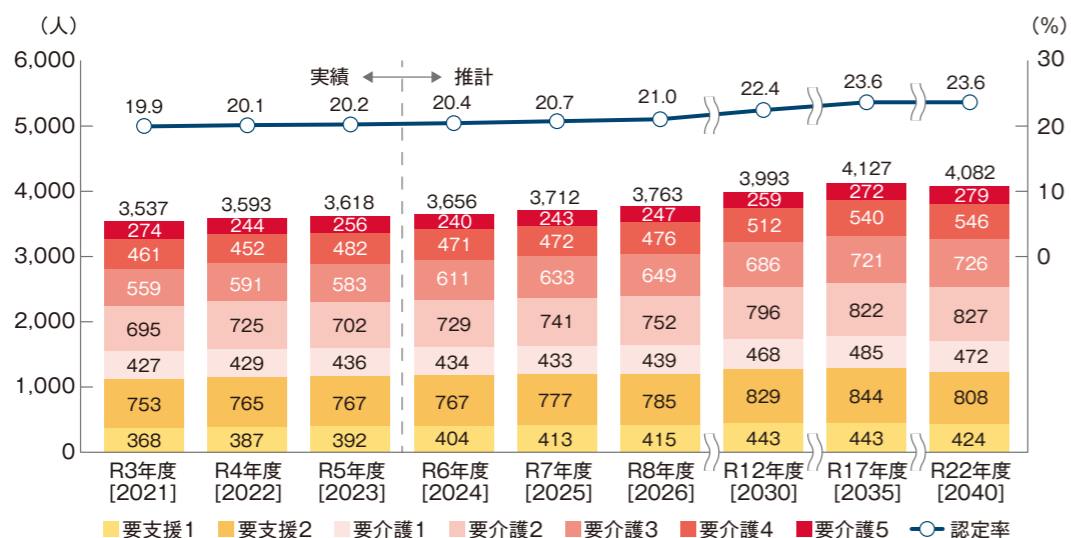
- 本市における認定者の割合は、全国及び県と比べて、要支援2と要介護2・3で割合が高くなっています。



[資料] 地域包括ケア「見える化」システム（時点 令和4年（2022年））

第1号被保険者の認定者数及び認定率の推移と推計

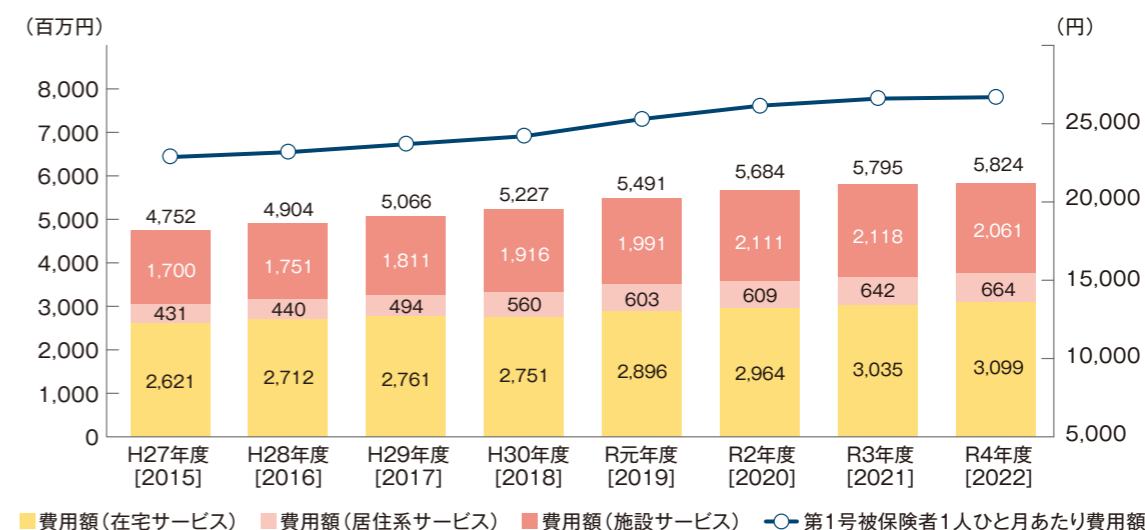
- 認定者数は年々増加傾向にあります。先に見た「人口の推移と推計」によると、令和22年ごろまで後期高齢者数の高止まりが見込まれていることから、今後も認定率が高まり認定者数は増加していくことが予測されます。



[資料] 令和3年度～令和4年度：介護保険事業状況報告（9月月報）、令和5年度：介護保険事業状況報告（5月月報）、令和6年度～令和22年度：見える化システムによる自然体推計
※認定率は、第1号被保険者に対する第1号認定者総数の割合

介護費用額の推移

- 本市における介護費用額の総額及び第1号被保険者1人ひと月あたり費用額は、それぞれ増加で推移しています。



[資料] 地域包括ケア「見える化」システム

計画の理念と体系

基本理念

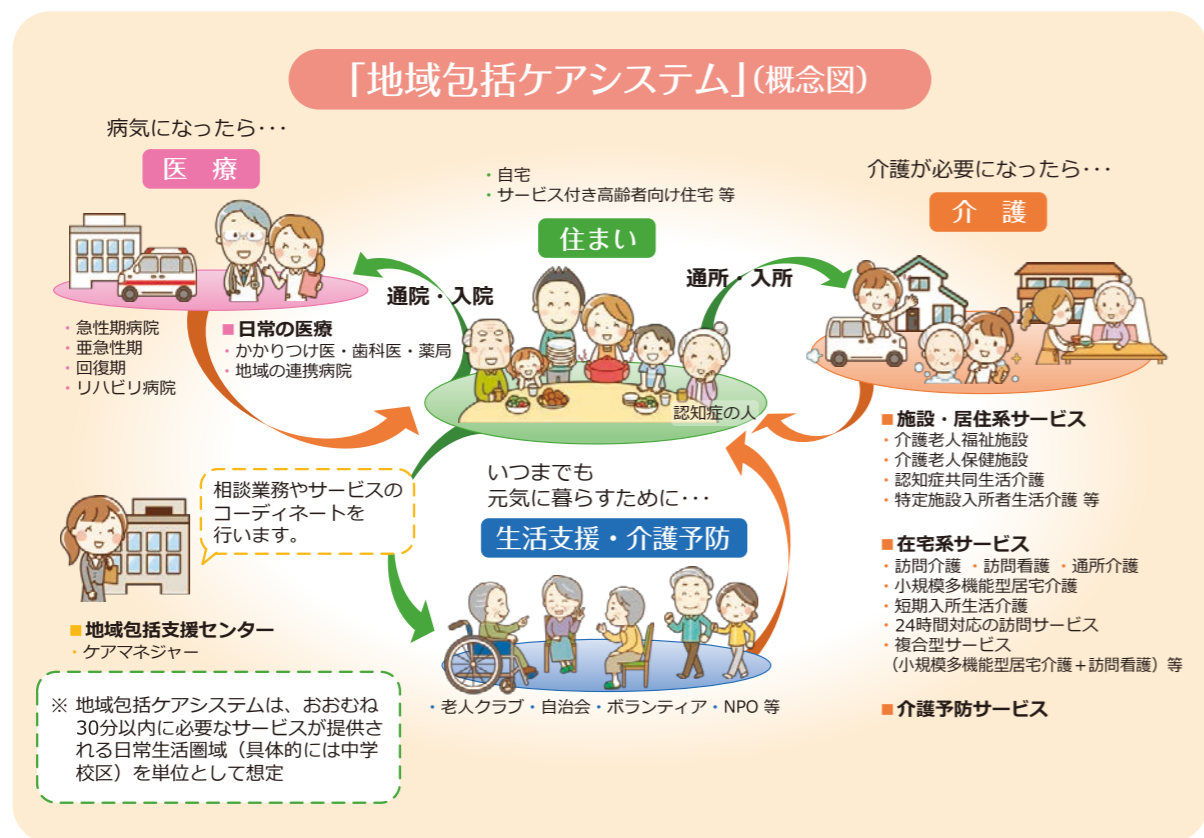
「住み慣れた地域でともに暮らせるまちづくり」

- 本計画では、前期計画の基本理念「住み慣れた地域でともに暮らせるまちづくり」を継承し、「地域共生社会」の実現に向けた地域包括ケアシステムの一層の深化・推進をめざします。
- 本計画では、この基本理念のもとに、従来の施策をさらに充実して展開するとともに、2040年までの介護需要等を勘案したサービス基盤・人的基盤整備の対応等について取り組んでいきます。

施策目標

「介護予防と地域包括ケアの更なる推進」

- 本計画は別名「地域包括ケア計画」とも呼ばれるため、高齢者が住み慣れた地域で最後まで暮らし続けられるよう、生きがいつくりや健康づくりの支援、介護予防を推進していきます。また、支援や介護が必要になったときには、安心して「介護」が受けられるよう、保健・医療・福祉の連携と地域の支え合いによる包括的なケア体制の充実に努め、できる限り自立した生活の質の向上を支援します。



施策の展開

基本目標 1 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域共生社会の実現をめざして、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の一体的な提供を図る地域包括ケアシステムの推進に向けた様々な取組を進めます。

① 地域包括支援センターの機能強化

- 施策・事業
- 総合相談支援業務
 - 権利擁護業務
 - 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
 - 介護予防ケアマネジメント業務
 - 地域包括支援センターの適切な運営

② 高齢者を支える地域の体制づくり

- 施策・事業
- 地域ケア会議の充実
 - 地域包括ケアネットワークの強化
 - 生活支援体制の整備
 - 地域における見守り体制の充実

③ 在宅医療・介護連携の推進

- 施策・事業
- 医療・介護連携に向けた取組
 - 在宅医療・介護に関する普及啓発

④ 高齢者の住環境の充実

- 施策・事業
- 福祉のまちづくりの推進
 - 高齢者の住環境の整備
 - 養護老人ホーム
 - 軽費老人ホーム

基本目標 2 健康で生きがいのある暮らしの推進

高齢者が生き生きと人生を過ごせるように健康づくりと介護予防を推進するとともに、社会参加と生きがいつくりを支援します。

① 介護予防と健康づくりの推進

- 施策・事業
- 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
 - 健康の維持・増進に向けた取組
 - 保健事業と介護予防の一体的な取組
 - 保険者機能強化推進交付金等を活用した取組

② 高齢者の生きがいつくりと社会参加の促進

- 施策・事業
- 生涯学習の推進
 - 就労機会の提供
 - 交流の場の提供
 - 老人クラブ活動への支援

③ 高齢者福祉サービスの充実

- 施策・事業
- 訪問理美容サービス
 - 福祉電話等貸与事業
 - 日常生活用具給付事業
 - 「食」の自立支援事業
 - ふれあいチーム派遣事業
 - ひとり暮らし高齢者等訪問事業
 - 難聴高齢者補聴器購入助成金交付事業

施策の展開

基本目標 3 認知症施策の推進と高齢者の安全・安心の確保

認知症施策（認知症予防と認知症ケア）を推進するとともに、高齢者の虐待防止や権利擁護の推進、防災・防犯にも配慮した安全・安心なまちづくり等、高齢者が安心して生活できる環境づくりに取り組めます。

① 認知症高齢者への支援の充実

- 施策・事業**
- 認知症への理解促進と相談の充実
 - 認知症予防と早期発見・早期対応の推進
 - 認知症高齢者やその家族に対する支援の充実

② 虐待防止と権利擁護の推進

- 施策・事業**
- 虐待防止の推進
 - 権利擁護の推進

③ 感染症対策と防災・防犯体制の強化

- 施策・事業**
- 災害時の支援体制の充実
 - 防犯・交通安全対策の充実
 - 感染症対策の推進

基本目標 4 介護保険サービスの充実

介護人材の確保や介護事業所との連携強化を図ることにより、要介護状態になっても、必要なサービスや支援を受けながら安心して地域で暮らし続けられる体制の維持・向上に努めるとともに、サービスが適切に利用できるよう情報提供・相談支援体制の充実に取り組めます。

① 介護保険サービスの充実と質の向上

- 施策・事業**
- 介護保険サービスの確保
 - 介護保険制度や各種サービスの周知
 - 介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援
 - 介護人材の確保・定着に向けた取組の推進
 - 介護保険サービス事業者への指導・助言
 - 事業者情報の開示と評価の推進
 - 共生型サービスへの取組

② 介護保険事業の適正な運営

- 施策・事業**
- 介護給付適正化の推進
 - 業務効率化の推進

コラム 市内取組

いつまでも元気に！めざせ百歳！ 「いきいき百歳体操」

「いきいき百歳体操」は準備体操・筋力運動・整理体操で構成され、ゆっくりとした動きや椅子に座っての動きが中心です。
筋力が低下している方も参加していただくことができます！

地域の方々が主体となって集会所等で開催されている「いきいき百歳体操」の様子



介護保険料の算定

第1号被保険者(65歳以上の人)で負担すべき経費

- 国が提供する地域包括ケア「見える化」システムを用いた推計によると、計画期間では、第1号被保険者の保険料として約40億1,650万円を収納する必要がありますが、予定保険料収納率を考慮すると約40億4,481万円を徴収する想定で保険料を算定する必要があります。

	合計	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
A 標準給付費見込額	18,205,180,799	5,976,617,920	6,069,556,367	6,159,006,512
B 地域支援事業費	837,447,068	275,743,539	279,126,470	282,577,059
C 介護予防・日常生活支援総合事業費	558,578,743	183,161,015	186,172,836	189,244,892
D 第1号被保険者負担分相当額	4,379,804,409	1,438,043,136	1,460,197,053	1,481,564,221
E 調整交付金相当額	938,187,977	307,988,947	312,786,460	317,412,570
F 調整交付金見込交付割合		5.67%	5.74%	5.93%
G 調整交付金見込額	1,084,789,000	349,259,000	359,079,000	376,451,000
H 財政安定化基金拠出金見込額	0			
I 財政安定化基金償還金	0			
J 市町村特別給付費等	19,892,600	6,500,000	6,630,000	6,762,600
K 市町村相互財政安定化事業負担額	0			
L 保険者機能強化推進交付金等交付見込額	32,699,000			
M 準備基金の残高(R5年度末の見込額)	702,101,741			
N 準備基金取崩額	203,901,741			
O 保険料収納必要額	4,016,495,246	D + E - G + H + I + J + K - L - N		
P 予定保険料収納率	99.30%			
Q 予定保険料収納率を考慮した必要額	4,044,808,908	O ÷ P		

第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料

- 予定保険料収納率を考慮した必要額（約40億4,481万円）をふまえて、介護保険事業にかかる給付費及び被保険者数等をもとに計算した、第1号被保険者の保険料は次のとおりです。

予定保険料収納率を考慮した必要額
4,044,808,908円

所得段階別加入割合補正後被保険者数
(基準額の割合によって補正した令和6年度～令和8年度までの被保険者数)
52,667人

保険料基準年額
76,800円(月額6,400円)

介護保険料基準額(月額)の内訳

所得段階	対 象 者	基準額に対する割合 (実質負担割合 [※])	保険料 (月額)	保険料 (年額)
第1段階	・生活保護を受給している人、または、世帯全員が市民税非課税で 老齢福祉年金を受給している人 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.455	2,912	34,940
		(0.285)	1,824	21,880
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円超120万円以下の人	基準額×0.685	4,384	52,600
		(0.485)	3,104	37,240
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の 合計が120万円超の人	基準額×0.690	4,416	52,990
		(0.685)	4,384	52,600
第4段階	同じ世帯に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で前年の 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.90	5,760	69,120
第5段階	同じ世帯に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で前年の 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人	【基準額】	6,400	76,800
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	7,680	92,160
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.40	8,960	107,520
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.60	10,240	122,880
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.80	11,520	138,240
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.90	12,160	145,920
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.00	12,800	153,600
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.10	13,440	161,280
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が720万円以上800万円未満の人	基準額×2.20	14,080	168,960
第14段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	基準額×2.30	14,720	176,640
第15段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額×2.40	15,360	184,320

※実質負担割合は公費による負担軽減をした場合の割合です。

※介護保険料は年額で定めるため、月額は目安の表示となります。(月額＝年額÷12)

発 行：桜井市

編 集：桜井市福祉保健部高齢福祉課

住 所：〒633-8585 奈良県桜井市大字栗殿 432 番地の 1

T E L：0744-42-9111 (代)

発行年月：令和 6 年 3 月

